



3資号外

令和3年(2021年)11月30日

関係団体代表者 様

長野県環境部資源循環推進課長

改正フロン排出抑制法に関する説明会の開催について(通知)

長野県の環境行政の推進につきまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、業務用冷凍空調機器(以下「機器」という。)を廃棄等する際には、機器管理者等において機器に含まれる冷媒フロン類を充填回収業者に引き渡すことが「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」という。)」により義務付けられているところです。また、令和2年4月1日にフロン排出抑制法が改正され、機器管理者のフロン回収義務違反に係る直接罰の導入、フロン回収が確認できない廃棄機器の引取禁止、建物解体時の取組強化等が規定されました。

この改正の内容につきまして、関係者の役割等を解説するためのオンライン説明会を開催する旨、別添のとおり環境省からお知らせがありました。

つきましては、多くの方々が参加されますよう、貴団体関係者への周知について御配意願います。

なお、2種類の事業者向け説明会がございますので御留意ください。

長野県環境部資源循環推進課

(課長) 滝沢 朝行 (担当) 山浦 大輝

電 話 026-235-7164 (直通)

F A X 026-235-7259

メール junkan@pref.nagano.lg.jp



## 改正フロン排出抑制法に関する説明会のお知らせ

環境省  
経済産業省

### 1. 説明会の目的

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）の改正により、機器ユーザーのフロン回収義務違反に係る直接罰の導入、建物解体時の取組の強化、フロン回収が確認できない廃棄機器の引取禁止など、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実にされるための仕組みが、令和2年4月1日より導入されました。

改正フロン排出抑制法における関係者の役割を解説するため、【業務用冷凍空調機器のユーザー（第一種特定製品の管理者）向け説明会】と、並びに【建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け説明会】の2種類をオンラインにて開催します。

### 2. 説明会の内容

- ・フロンをとりまく動向（共通）
- ・改正フロン法の概要（対象者別）

### 3. 申込要領

○参加費：無料

○主な対象者：

【第一種特定製品の管理者（事業者等）】

業務用の冷凍冷蔵機器・空調機器のユーザー等

例）食堂、レストラン、ホテル、旅館、病院等における当該機器管理者など

【建物解体業者、廃棄物・リサイクル事業者】

業務用の冷凍冷蔵機器・空調機器を取り扱う建物解体業者、廃棄物・リサイクル業者等

○お申込み：

下記の申込みウェブサイト（申込みフォーム）よりお申し込みください。

<https://mri-project.smktg.jp/public/application/add/9545>

- ・参加登録期間は2021年11月11日～各回前日までを予定しておりますが、定員に達した場合、参加登録を締め切らせていただく可能性があります。お早めのご登録をお願いします。
- ・参加登録時に事前質問を受け付けます。法制度に関する質問から各事業者それぞれの立場における疑問等、何でも構いませんのでご記載ください。いただいたご質問について、事前に集計させていただき、説明の中に盛り込む形で回答予定です。

#### 4. お問い合わせ先

エム・アール・アイ リサーチアソシエーツ株式会社

改正フロン排出抑制法に関する説明会 事務局

TEL 03-6858-3134 (土日祝を除く 9:30~12:00 及び 13:00~17:30)

メール [info-Fln-int@ml.mri-ra.co.jp](mailto:info-Fln-int@ml.mri-ra.co.jp)

#### 5. 日程

##### 【第一種特定製品の管理者（事業者等）】向け説明会

日付	時間	内容	定員
2021年 12月17日(金)	10:30~10:50	フロンをとりまく動向(共通)	500名
	10:50~11:35	改正フロン法の概要(対象者別)	
2022年 1月17日(月)	14:30~14:50	フロンをとりまく動向(共通)	500名
	14:50~15:35	改正フロン法の概要(対象者別)	

※12/17 及び 1/17 両日とも内容は同様です

##### 【建物解体業者、廃棄物・リサイクル事業者】向け説明会

日付	時間	内容	定員
2021年 12月17日(金)	14:30~14:50	フロンをとりまく動向(共通)	500名
	14:50~15:35	改正フロン法の概要(対象者別)	
2022年 1月17日(月)	10:30~10:50	フロンをとりまく動向(共通)	500名
	10:50~11:35	改正フロン法の概要(対象者別)	

※12/17 及び 1/17 両日とも内容は同様です